

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^{注)}し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

^{注)}保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：https://www.meijiyasuda.co.jp/ 明治安田損害保険株式会社：https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

2025年度(保険期間 2026年1月1日～2026年12月31日)

県庁生協総合福祉制度のご案内

遺族生活年金プラン

(こども特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

遺族生活年金プラン・プラス

(年金払特約付半年払保険料併用特約付
障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)

短期傷病休業給付プラン

(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付
団体総合就業不能保障保険【生命保険】)

長期療養収入補償プラン

(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

医療保障プラン+

手術・7大疾病・介護加算プラン

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
+医療保険【損害保険】)

医療保障(先進医療加算)プラン

(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付
集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付
特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

3大疾病保障プラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

傷害ワイドプラン

(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付
天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付
普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

傷害プラン

(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付
普通傷害保険【損害保険】)

退職後継続保障プラン

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付
集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

茨城県庁生活協同組合

029-301-6150

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部法人営業第二部

03-5289-7145

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル
6階

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00～17:00まで

MY-A-25-団-006244 MY-A-25-医-006245 MY-A-25-団医-006246 MY-A-25-D I -006247 MY-A-25-特疾-006248 MY-A-25-定期-006249
MY-A-25-団-006243 MYG-A-25-L-348 MYG-A-25-傷-349 MYG-A-25-ア-350 MYG-A-25-医-351



ご注意

●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
※遺族生活年金プランについてはP15・16をご覧ください。

●新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認いただき、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

申込締切日

2025年9月30日(火)

責任開始期

(加入日)

2026年1月1日(木)

【契約者】 茨城県庁生活協同組合

TEL：029-301-6150

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

商品の名称

遺族生活年金プラン

子ども特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP.25をご覧ください。

掲載ページ

はじめに

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(遺族生活年金プラン)

遺族生活年金プラン

遺族生活年金プラン・プラス

P.27

短期傷病休業給付プラン

長期療養収入補償プラン

医療保障プラン+手術・7大疾病介護加算プラン

P.35

医療保障(先進医療加算)プラン

3大疾病保障プラン

傷害ワイドプラン

傷害プラン

P.39

退職後継続保障プラン

ご注意いただきたいこと



万一の備え

遺族生活年金プラン・プラス

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)

(ご加入いただけません)

※遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



就業不能への備え

短期傷病休業給付プラン

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

※遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]



長期休職への備え

長期療養収入補償プラン

精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

生協組合員で、満15歳以上満64歳以下の方

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

※遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]



病気・ケガへの備え



三大疾病・介護等への備え



病気・ケガへの備え



重い病気への備え



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

商品の名称

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

医療保障プラン

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

手術・7大疾病・介護加算プラン

医療保険【損害保険】

医療保障(先進医療加算)プラン

家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

3大疾病保障プラン

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

傷害ワイドプラン

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

商品の特長

<医療保障プラン>

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

<手術・7大疾病・介護加算プラン>

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。
- 三大疾病・所定の生活習慣病の場合、上乘せして保障します。
- 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、入院給付金を1日目からお支払します。

- 特定疾病および死亡・所定の高度障害を保障します。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

ご加入いただける方

本人

生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

※遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

配偶者

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)

※医療保障プランとセットでご加入ください。

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

子ども

22歳6カ月までの方^{注*}

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

(ご加入いただけません)

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.43

P.44

P.47

P.51

P.55

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(遺族生活年金プラン)

遺族生活年金プラン

遺族生活年金プラン・プラス

短期傷病休業給付プラン

長期療養収入補償プラン

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

医療保障(先進医療加算)プラン

3大疾病保障プラン

傷害ワイドプラン

傷害プラン

退職後継続保障プラン

ご注意ください

注★☆☆●は5ページをご確認ください。



ケガへの備え

傷害プラン

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。



万一の備え

退職後継続保障プラン

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

●死亡、所定の高度障害を保障します。
●退職後も保障を継続できます。
●余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
生協組合員で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ^{注●}	満18歳以上60歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ^{注●}	22歳6カ月までの方 ^{注★・注●}
※遺族生活年金プランとセットでご加入ください。		

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。]

生協組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
----------------------------	------------------	--------------

[年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 医療保障プラン+手術・7大疾病介護加算プラン<手術・7大疾病介護加算プラン>のみのご加入はできません。医療保障プラン+手術・7大疾病介護加算プラン<医療保障プラン>と同額にてご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

掲載ページ

P.57

P.59

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(遺族生活年金プラン)

遺族生活年金プラン

遺族生活年金プラン・プラス

短期傷病休業給付プラン

長期療養収入補償プラン

医療保障プラン+手術・7大疾病介護加算プラン

医療保障(先進医療加算)プラン

3大疾病保障プラン

傷害ワイドプラン

傷害プラン

退職後継続保障プラン

ご注意ください

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは遺族生活年金プラン以外について記載しております。

遺族生活年金プランについてはP15をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- 3大疾病保障プラン・退職後継続保障プランについては、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

遺族生活年金プラン・プラス	P.27	短期傷病休業給付プラン	P.35	長期療養収入補償プラン	P.39
医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>	P.43	医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>	P.44	医療保障(先進医療加算)プラン	P.47
3大疾病保障プラン	P.51	傷害ワイドプラン	P.55	傷害プラン	P.57
退職後継続保障プラン	P.59				

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料(控除方法)

- 毎月の給与から控除します。(初回は1月分から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

遺族生活年金プラン・プラス	短期傷病休業給付プラン	医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>
---------------	-------------	----------------------------------

遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>・短期傷病休業給付プランは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、3大疾病保障プラン・退職後継続保障プランについては、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[遺族生活年金プラン・プラス] [医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>] [医療保障(先進医療加算)プラン] [短期傷病休業給付プラン] [3大疾病保障プラン] [退職後継続保障プラン]

明治安田生命保険相互会社

[傷害プラン] [傷害ワイドプラン] [医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>] [長期療養収入補償プラン]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは遺族生活年金プラン以外について記載しております。
遺族生活年金プランについてはP15をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

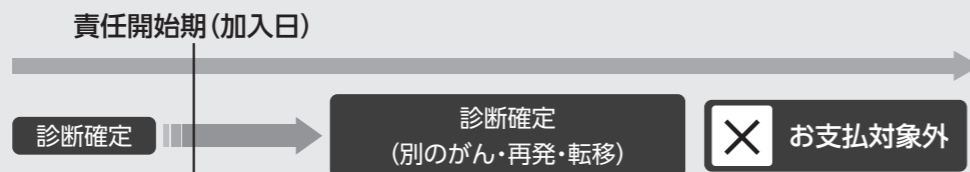
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.62

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.79

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン・長期療養収入補償プラン】STEP1・2へお進みください。

【傷害プラン・傷害ワイドプラン】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

遺族生活年金プラン・プラス 退職後継続保障プラン	3大疾病保障プラン	<small>医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン></small> 医療保障(先進医療加算)プラン 短期傷病休業給付プラン <small>長期療養プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<長期療養プラン></small> 長期療養収入補償プラン
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。	

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

<遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プランの場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<3大疾病保障プラン・退職後継続保障プランの場合>

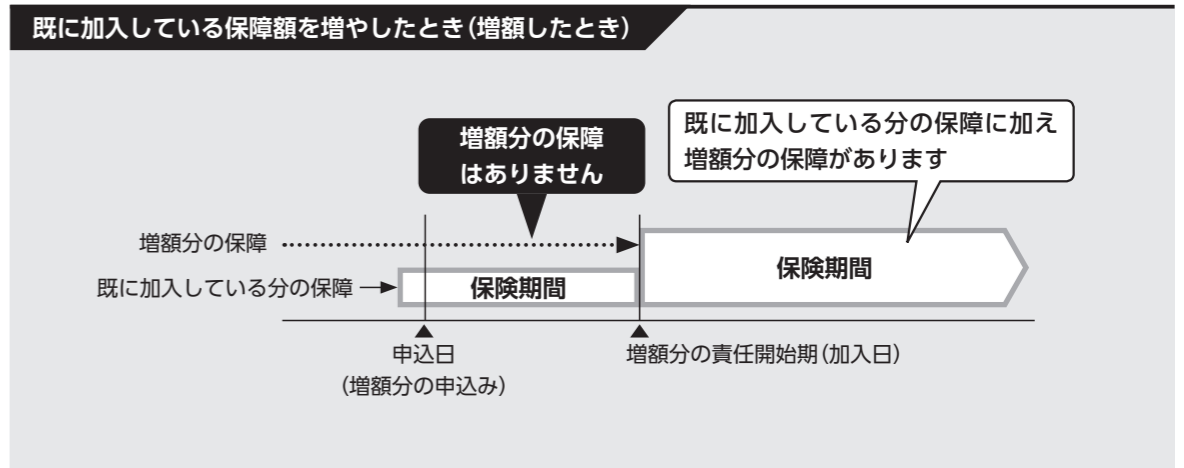
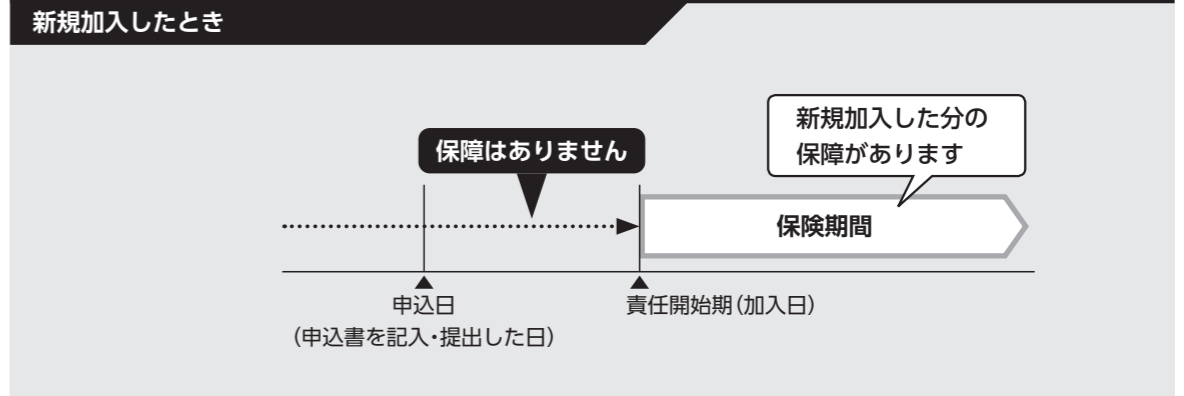
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点(責任開始期(加入日))といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プランの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.82** ➡

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.11** ➡

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族生活年金プラン(こども特約付年金払特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族生活年金プラン	P25	P25	P17	P25

③ 配当金

遺族生活年金プランは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

遺族生活年金プランは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

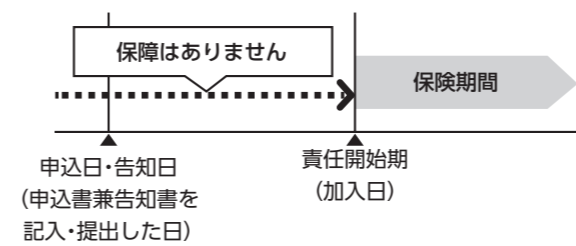
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

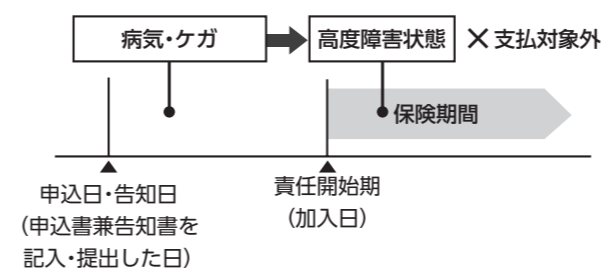


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

遺族生活年金プラン **P26**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
公法人第二部 法人営業第二部
ご照会窓口 03-5289-7145
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



万一の備え

意向確認
ご加入前
ご確認

遺族生活年金プランは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人				
申込 コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
12	6,000	30	19.0	6,840
11	5,500	30	17.4	6,270
10	5,000	30	15.8	5,700
9	4,500	30	14.2	5,130
8	4,000	25	14.8	4,450
7	3,500	25	12.9	3,893
6	3,000	25	11.1	3,337
5	2,500	20	11.3	2,715
4	2,000	20	9.0	2,172
3	1,500	15	8.8	1,590
2	1,000	10	8.6	1,035
1	500	5	8.4	505
30	300	-	-	-
15	150	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者

申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
2,500	2,500	20	11.3	2,715
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
800	800	5	13.4	808
500	500	5	8.4	505
300	300	-	-	-
150	150	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子ども

申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400

退職者の取扱い

2026年3月末退職者で「ひばり会」会員になられた場合は、80歳(保険年齢)までご継続いただけます。
※ただし、退職後については極力1,000万円以下でお申込みください。

保険料

●保険料 (単位:円)

- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人									
申込 コース	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)	66~70歳 (1955.7.2 ~ 1960.7.1)
12	男性	4,740	6,000	8,100	11,820	18,060	27,480	42,960	63,720
	女性	3,120	5,160	6,180	9,000	12,660	16,800	22,800	30,780
11	男性	4,345	5,500	7,425	10,835	16,555	25,190	39,380	58,410
	女性	2,860	4,730	5,665	8,250	11,605	15,400	20,900	28,215
10	男性	3,950	5,000	6,750	9,850	15,050	22,900	35,800	53,100
	女性	2,600	4,300	5,150	7,500	10,550	14,000	19,000	25,650
9	男性	3,555	4,500	6,075	8,865	13,545	20,610	32,220	47,790
	女性	2,340	3,870	4,635	6,750	9,495	12,600	17,100	23,085
8	男性	3,160	4,000	5,400	7,880	12,040	18,320	28,640	42,480
	女性	2,080	3,440	4,120	6,000	8,440	11,200	15,200	20,520
7	男性	2,765	3,500	4,725	6,895	10,535	16,030	25,060	37,170
	女性	1,820	3,010	3,605	5,250	7,385	9,800	13,300	17,955
6	男性	2,370	3,000	4,050	5,910	9,030	13,740	21,480	31,860
	女性	1,560	2,580	3,090	4,500	6,330	8,400	11,400	15,390
5	男性	1,975	2,500	3,375	4,925	7,525	11,450	17,900	26,550
	女性	1,300	2,150	2,575	3,750	5,275	7,000	9,500	12,825
4	男性	1,580	2,000	2,700	3,940	6,020	9,160	14,320	21,240
	女性	1,040	1,720	2,060	3,000	4,220	5,600	7,600	10,260
3	男性	1,185	1,500	2,025	2,955	4,515	6,870	10,740	15,930
	女性	780	1,290	1,545	2,250	3,165	4,200	5,700	7,695
2	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130
1	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
30	男性	-	-	-	-	903	1,374	2,148	3,186
	女性	-	-	-	-	633	840	1,140	1,539
15	男性	-	-	-	-	452	687	1,074	1,593
	女性	-	-	-	-	317	420	570	770

配偶者									
申込 金額(万円)	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~65歳 (1960.7.2 ~ 1965.7.1)	66~70歳 (1955.7.2 ~ 1960.7.1)
2,500	男性	1,975	2,500	3,375	4,925	7,525	11,450	-	-
	女性	1,300	2,150	2,575	3,750	5,275	7,000	-	-
2,000	男性	1,580	2,000	2,700	3,940	6,020	9,160	-	-
	女性	1,040	1,720	2,060	3,000	4,220	5,600	-	-
1,500	男性	1,185	1,500	2,025	2,955	4,515	6,870	-	-
	女性	780	1,290	1,545	2,250	3,165	4,200	-	-
1,000	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130
800	男性	632	800	1,080	1,576	2,408	3,664	5,728	8,496
	女性	416	688	824	1,200	1,688	2,240	3,040	4,104
500	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
300	男性	237	300	405	591	903	1,374	2,148	3,186
	女性	156	258	309	450	633	840	1,140	1,539
150	男性	119	150	203	296	452	687	1,074	1,593
	女性	78	129	155	225	317	420	570	770

子ども		
申込金額(万円)	月払保険料(円)	
400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(2003.7.2~2023.7.1)

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・原則として脱退については退職時または年度更新の手続きの際にお手続きいただくようお願いいたします。

〈本人〉

- ・61歳以上の方については、1,000万円(2コース)以下からご選択ください。
- ・30コース・15コースについては、51歳以上の方のみ選択できます。

〈配偶者〉

- ・61歳以上の方については、1,000万円以下からご選択ください。
- ・300万円・150万円については、51歳以上の方のみ選択できます。

		本人									
申込コース	性別	月払保険料(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		71歳 (1954.7.2 ~ 1955.7.1)	72歳 (1953.7.2 ~ 1954.7.1)	73歳 (1952.7.2 ~ 1953.7.1)	74歳 (1951.7.2 ~ 1952.7.1)	75歳 (1950.7.2 ~ 1951.7.1)	76歳 (1949.7.2 ~ 1950.7.1)	77歳 (1948.7.2 ~ 1949.7.1)	78歳 (1947.7.2 ~ 1948.7.1)	79歳 (1946.7.2 ~ 1947.7.1)	80歳 (1945.7.2 ~ 1946.7.1)
8	男性	55,640	61,600	68,440	76,400	-	-	-	-	-	-
	女性	27,200	30,320	34,000	38,000	-	-	-	-	-	-
7	男性	48,685	53,900	59,885	66,850	-	-	-	-	-	-
	女性	23,800	26,530	29,750	33,250	-	-	-	-	-	-
6	男性	41,730	46,200	51,330	57,300	-	-	-	-	-	-
	女性	20,400	22,740	25,500	28,500	-	-	-	-	-	-
5	男性	34,775	38,500	42,775	47,750	-	-	-	-	-	-
	女性	17,000	18,950	21,250	23,750	-	-	-	-	-	-
4	男性	27,820	30,800	34,220	38,200	-	-	-	-	-	-
	女性	13,600	15,160	17,000	19,000	-	-	-	-	-	-
3	男性	20,865	23,100	25,665	28,650	-	-	-	-	-	-
	女性	10,200	11,370	12,750	14,250	-	-	-	-	-	-
2	男性	13,910	15,400	17,110	19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
	女性	6,800	7,580	8,500	9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650
1	男性	6,955	7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	20,425
	女性	3,400	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	9,825
30	男性	4,173	4,620	5,133	5,730	6,435	7,266	8,250	9,408	10,743	12,255
	女性	2,040	2,274	2,550	2,850	3,180	3,552	3,984	4,506	5,136	5,895
15	男性	2,087	2,310	2,567	2,865	3,218	3,633	4,125	4,704	5,372	6,128
	女性	1,020	1,137	1,275	1,425	1,590	1,776	1,992	2,253	2,568	2,948

		配偶者									
申込金額(万円)	性別	月払保険料(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		71歳 (1954.7.2 ~ 1955.7.1)	72歳 (1953.7.2 ~ 1954.7.1)	73歳 (1952.7.2 ~ 1953.7.1)	74歳 (1951.7.2 ~ 1952.7.1)	75歳 (1950.7.2 ~ 1951.7.1)	76歳 (1949.7.2 ~ 1950.7.1)	77歳 (1948.7.2 ~ 1949.7.1)	78歳 (1947.7.2 ~ 1948.7.1)	79歳 (1946.7.2 ~ 1947.7.1)	80歳 (1945.7.2 ~ 1946.7.1)
1,000	男性	13,910	15,400	17,110	19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
	女性	6,800	7,580	8,500	9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650
800	男性	11,128	12,320	13,688	15,280	17,160	19,376	22,000	25,088	28,648	32,680
	女性	5,440	6,064	6,800	7,600	8,480	9,472	10,624	12,016	13,696	15,720
500	男性	6,955	7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	20,425
	女性	3,400	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	9,825
300	男性	4,173	4,620	5,133	5,730	6,435	7,266	8,250	9,408	10,743	12,255
	女性	2,040	2,274	2,550	2,850	3,180	3,552	3,984	4,506	5,136	5,895
150	男性	2,087	2,310	2,567	2,865	3,218	3,633	4,125	4,704	5,372	6,128
	女性	1,020	1,137	1,275	1,425	1,590	1,776	1,992	2,253	2,568	2,948

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳 = 2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 原則として脱退については退職時または年度更新の手続きの際にお手続きいただくようお願いいたします。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。 P.25~26

改定
3年目

遺族生活年金プラン
遺児育英型について

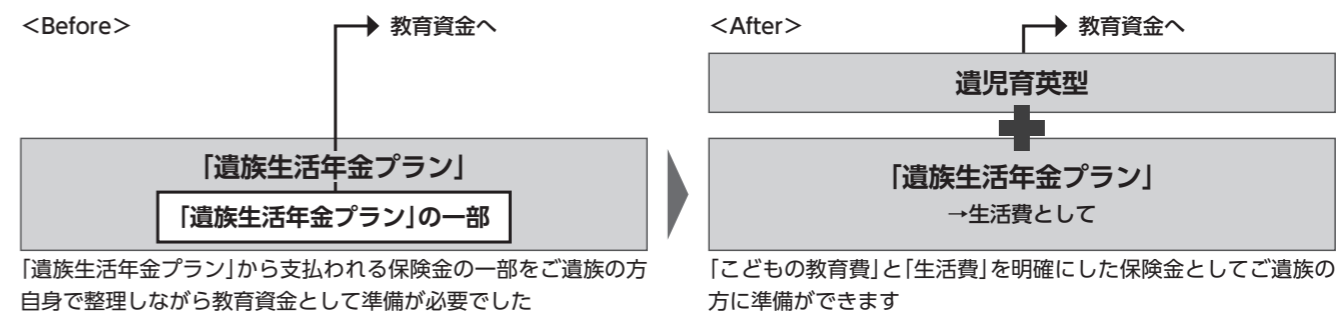
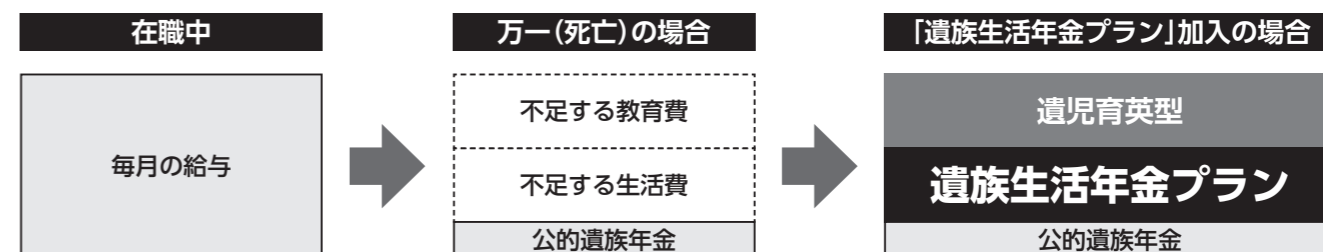
お子さまがいる方は必ずご確認ください

組合員に万一(死亡)のことがあった場合のお子さまの
教育費の準備ができるようになりました。

「遺族生活年金プラン」は公的遺族年金の補完として導入しております。
この「遺族生活年金プラン」に加えて、受取人を子どもとし、教育資金としてお受け取りいただく「遺児育英型」が選べるようになりました。



遺児育英型とは？



遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金形式で受取る制度です。

お父さん、お母さん、
この制度の受取人は子どもです！
子どもの夢の実現と進学のために
お手続きのご検討をお願いします！



制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

遺児育英型の受取例【ア.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金)500万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年金受取年額	約24.9万円	約26.0万円	約27.1万円	約28.4万円	約29.9万円	約31.5万円	約33.3万円	約35.3万円	約37.7万円	約40.4万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年
受取総額	約548万円	約546万円	約543万円	約540万円	約538万円	約535万円	約532万円	約530万円	約527万円	約525万円
子ども年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
年金受取年額	約43.5万円	約47.3万円	約51.7万円	約57.2万円	約64.0万円	約72.8万円	約84.5万円	約101.0万円	約125.6万円	約166.7万円
受取期間	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
受取総額	約522万円	約520万円	約517万円	約514万円	約512万円	約509万円	約507万円	約505万円	約502万円	約500万円

遺児育英型の受取例【イ.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円
子ども年齢	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
年金受取年額	約26.1万円	約28.3万円	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円
受取期間	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年
受取総額	約313万円	約312万円	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は子ども未来サポート受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

月払保険料

(単位：円)

本人保険年齢	ア.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金)500万円		イ.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円	
	男性	女性	男性	女性
18 - 35歳	395	260	237	156
36 - 40歳	500	430	300	258
41 - 45歳	675	515	405	309
46 - 50歳	985	750	591	450
51 - 55歳	1,505	1,055	903	633
56 - 60歳	2,290	1,400	1,374	840
61 - 65歳	3,580	1,900	2,148	1,140

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●記載の遺児育英型の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

【遺児育英型の取扱い】

遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金形式で受取る制度です。

遺児育英型のみでの加入はできません。「遺族生活年金プラン」本人コースとセットで加入してください。

遺児育英型は「遺族生活年金プラン」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●期中の遺児育英型のみでの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。

また、「遺族生活年金プラン」本人コースのみでの脱退もお取り扱いできません。「遺族生活年金プラン」本人コース脱退の場合は、遺児育英型も脱退となります。

注意事項

●死亡保険金受取人となる子どものコース別加入可能人数は、右記のとおりです。

加入可能人数	現在加入コース
4人	8コース
3人	9コース
2人	10コース
1人	11コース
0人	12コース

表に記載のないコースの最大加入可能人数は最大5人までです。

お取り扱いについて

<p>加入資格</p>	<p>本人…生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満17歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方（継続の場合は満80歳6カ月までの方）</p> <p>子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方 ※遺児育英型ご加入に際しては、本人について告知ください。</p> <p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通 【過去12カ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。</p>
<p>保険期間</p>	<p>●1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込が条件となります。</p>
<p>保険料</p>	<p>●毎月の給与から控除します。（初回は1月分から）</p>
<p>配当金</p>	<p>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。</p>
<p>継続加入の取扱い</p>	<p>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>
<p>申込方法</p>	<p>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>
<p>保険金のお支払い</p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p>高度障害</p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p>お支払いできない場合について（解除・免責等）</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
<p>保険会社からのお願い・ご注意</p>	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した子ども特約付年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社



保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** 遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

遺族生活年金プラン・プラスのポイント こんなときもお支払いの対象になります！

障害状態(障害年金1級)に該当の場合
……死亡・高度障害保険金と同額の障害保険金と障害初期給付金*をお支払します

(障害の状態例)

耳の障害



両耳の聴力レベルが100デシベル以上の場合

目の障害



両眼の視力がそれぞれ0.03以下の場合

指の障害



両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する場合

精神の障害



精神の障害であって、他の項目と同程度以上と認められる程度のもの 等

障害状態(障害年金2級)に該当の場合……障害初期給付金*をお支払します

(障害の状態例)

歩行の障害



体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

言語の障害



音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

平衡機能の障害



平衡機能に著しい障害を有するもの 等

*障害初期給付金は、死亡・高度障害保険金の1割です。

意向確認 ご加入前のご確認

遺族生活年金プラン・プラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

申込コース	本人								障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)
	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				ボーナス給付(年2回)				
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付年金受取総額 (約万円)	
A1	2,000	25	7.4	2,225	500	25	11.1	556	250.0
A2	2,000	25	7.4	2,225	1,000	25	22.2	1,112	300.0
B1	1,500	20	6.7	1,629	500	20	13.5	543	200.0
B2	1,500	20	6.7	1,629	1,000	20	27.1	1,086	250.0
C1	1,000	15	5.8	1,060	500	15	17.6	530	150.0

月額給付コース

申込コース	本人				障害年金1級、2級のとき 【障害初期給付金】 (万円)
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	
A	2,000	25	7.4	2,225	200.0
B	1,500	20	6.7	1,629	150.0
C	1,000	15	5.8	1,060	100.0
D	500	5	8.4	505	50.0
E	300	5	5.0	303	30.0
F	100	-	-	-	10.0

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

- ・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者						
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき					
	全て一時金で 受け取った場合 【①+②】 (年金原資) (万円)	一時金+年金で受け取った場合				
		月額給付				
		一時金受取額 【死亡・高度障害 保険金】① (万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】② (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
200	400	200	200	5	3.3	202
100	100	100	-	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- !** **ご注意**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.62** ➡

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.63** ➡

保険料

●保険料 (単位：円)

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

		本人							
申込 コース	性別	保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (1990.7.2~2008.7.1)		36~40歳 (1985.7.2~1990.7.1)		41~45歳 (1980.7.2~1985.7.1)		46~50歳 (1975.7.2~1980.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
A1	男性	1,880	2,820	2,420	3,630	3,180	4,770	4,520	6,780
	女性	1,380	2,070	2,160	3,240	2,500	3,750	3,480	5,220
A2	男性	1,880	5,640	2,420	7,260	3,180	9,540	4,520	13,560
	女性	1,380	4,140	2,160	6,480	2,500	7,500	3,480	10,440
B1	男性	1,410	2,820	1,815	3,630	2,385	4,770	3,390	6,780
	女性	1,035	2,070	1,620	3,240	1,875	3,750	2,610	5,220
B2	男性	1,410	5,640	1,815	7,260	2,385	9,540	3,390	13,560
	女性	1,035	4,140	1,620	6,480	1,875	7,500	2,610	10,440
C1	男性	940	2,820	1,210	3,630	1,590	4,770	2,260	6,780
	女性	690	2,070	1,080	3,240	1,250	3,750	1,740	5,220

月額給付コース

		本人									
申込 コース	性別	月払保険料(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		18~35歳 (1990.7.2 ~ 2008.7.1)	36~40歳 (1985.7.2 ~ 1990.7.1)	41~45歳 (1980.7.2 ~ 1985.7.1)	46~50歳 (1975.7.2 ~ 1980.7.1)	51~55歳 (1970.7.2 ~ 1975.7.1)	56~60歳 (1965.7.2 ~ 1970.7.1)	61~64歳 (1961.7.2 ~ 1965.7.1)	65歳 (1960.7.2 ~ 1961.7.1)	66~70歳 (1955.7.2 ~ 1960.7.1)	
		A	男性	1,880	2,420	3,180	4,520	6,820	10,300	15,620	14,400
	女性	1,380	2,160	2,500	3,480	4,840	6,400	8,520	7,680	10,340	
B	男性	1,410	1,815	2,385	3,390	5,115	7,725	11,715	10,800	15,990	
	女性	1,035	1,620	1,875	2,610	3,630	4,800	6,390	5,760	7,755	
C	男性	940	1,210	1,590	2,260	3,410	5,150	7,810	7,200	10,660	
	女性	690	1,080	1,250	1,740	2,420	3,200	4,260	3,840	5,170	
D	男性	470	605	795	1,130	1,705	2,575	3,905	3,600	5,330	
	女性	345	540	625	870	1,210	1,600	2,130	1,920	2,585	
E	男性	282	363	477	678	1,023	1,545	2,343	2,160	3,198	
	女性	207	324	375	522	726	960	1,278	1,152	1,551	
F	男性	94	121	159	226	341	515	781	720	1,066	
	女性	69	108	125	174	242	320	426	384	517	

		本人			
申込 コース	性別	保険料(円)			
		年齢【保険年齢】(生年月日)			
		51~55歳 (1970.7.2~1975.7.1)		56~60歳 (1965.7.2~1970.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払
A1	男性	6,820	10,230	10,300	15,450
	女性	4,840	7,260	6,400	9,600
A2	男性	6,820	20,460	10,300	30,900
	女性	4,840	14,520	6,400	19,200
B1	男性	5,115	10,230	7,725	15,450
	女性	3,630	7,260	4,800	9,600
B2	男性	5,115	20,460	7,725	30,900
	女性	3,630	14,520	4,800	19,200
C1	男性	3,410	10,230	5,150	15,450
	女性	2,420	7,260	3,200	9,600

		本人									
申込 コース	性別	月払保険料(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		71歳 (1954.7.2 ~ 1955.7.1)	72歳 (1953.7.2 ~ 1954.7.1)	73歳 (1952.7.2 ~ 1953.7.1)	74歳 (1951.7.2 ~ 1952.7.1)	75歳 (1950.7.2 ~ 1951.7.1)	76歳 (1949.7.2 ~ 1950.7.1)	77歳 (1948.7.2 ~ 1949.7.1)	78歳 (1947.7.2 ~ 1948.7.1)	79歳 (1946.7.2 ~ 1947.7.1)	80歳 (1945.7.2 ~ 1946.7.1)
		A	男性	27,900	30,880	34,300	38,280	42,980	48,520	55,080	62,800
	女性	13,680	15,240	17,080	19,080	21,280	23,760	26,640	30,120	34,320	39,380
B	男性	20,925	23,160	25,725	28,710	32,235	36,390	41,310	47,100	53,775	61,335
	女性	10,260	11,430	12,810	14,310	15,960	17,820	19,980	22,590	25,740	29,535
C	男性	13,950	15,440	17,150	19,140	21,490	24,260	27,540	31,400	35,850	40,890
	女性	6,840	7,620	8,540	9,540	10,640	11,880	13,320	15,060	17,160	19,690
D	男性	6,975	7,720	8,575	9,570	10,745	12,130	13,770	15,700	17,925	20,445
	女性	3,420	3,810	4,270	4,770	5,320	5,940	6,660	7,530	8,580	9,845
E	男性	4,185	4,632	5,145	5,742	6,447	7,278	8,262	9,420	10,755	12,267
	女性	2,052	2,286	2,562	2,862	3,192	3,564	3,996	4,518	5,148	5,907
F	男性	1,395	1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089
	女性	684	762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969

配偶者										
申込 金額(万円)	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18～35歳 (1990.7.2 ～ 2008.7.1)	36～40歳 (1985.7.2 ～ 1990.7.1)	41～45歳 (1980.7.2 ～ 1985.7.1)	46～50歳 (1975.7.2 ～ 1980.7.1)	51～55歳 (1970.7.2 ～ 1975.7.1)	56～60歳 (1965.7.2 ～ 1970.7.1)	61～65歳 (1960.7.2 ～ 1965.7.1)	66～70歳 (1955.7.2 ～ 1960.7.1)	71歳 (1954.7.2 ～ 1955.7.1)
200	男性	166	208	278	402	610	924	1,440	2,132	2,790
	女性	112	180	214	308	430	568	768	1,034	1,368
100	男性	83	104	139	201	305	462	720	1,066	1,395
	女性	56	90	107	154	215	284	384	517	684

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

配偶者									
月払保険料(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
72歳 (1953.7.2 ～ 1954.7.1)	73歳 (1952.7.2 ～ 1953.7.1)	74歳 (1951.7.2 ～ 1952.7.1)	75歳 (1950.7.2 ～ 1951.7.1)	76歳 (1949.7.2 ～ 1950.7.1)	77歳 (1948.7.2 ～ 1949.7.1)	78歳 (1947.7.2 ～ 1948.7.1)	79歳 (1946.7.2 ～ 1947.7.1)	80歳 (1945.7.2 ～ 1946.7.1)	
3,088	3,430	3,828	4,298	4,852	5,508	6,280	7,170	8,178	
1,524	1,708	1,908	2,128	2,376	2,664	3,012	3,432	3,938	
1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089	
762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969	



就業不能への備え

保険期間 2026年1月1日(木)～2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人**

遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容		5万円コース	10万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜主契約＞ [就業不能給付金]	基準給付金月額 5万円	基準給付金月額 10万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) ＜特定精神障害給付特約＞ [特定精神障害給付金]		
基本保障	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき ＜初期支援給付特約＞ [初期支援給付金]	2.5万円	5万円

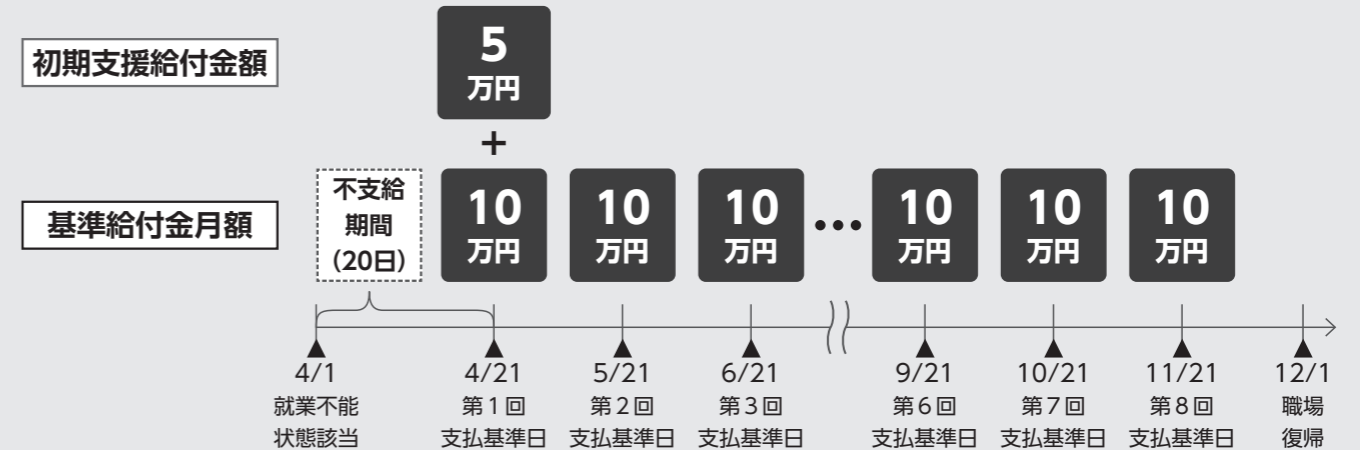
(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。) 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

意向確認
ご加入前のご確認

短期傷病休業給付プランは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.71**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.74**

加入取扱いに関するご注意



ご注意

- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	5万円 (5万円コース)	10万円 (10万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18～20歳 (2005.7.2～2008.7.1)	598	1,195
21～25歳 (2000.7.2～2005.7.1)	610	1,220
26～30歳 (1995.7.2～2000.7.1)	615	1,230
31～35歳 (1990.7.2～1995.7.1)	693	1,385
36～40歳 (1985.7.2～1990.7.1)	745	1,490
41～45歳 (1980.7.2～1985.7.1)	808	1,615
46～50歳 (1975.7.2～1980.7.1)	973	1,945
51～55歳 (1970.7.2～1975.7.1)	1,253	2,505
56～60歳 (1965.7.2～1970.7.1)	1,803	3,605
61～65歳 (1960.7.2～1965.7.1)	2,653	5,305

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	5万円 (5万円コース)	10万円 (10万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18～20歳 (2005.7.2～2008.7.1)	678	1,355
21～25歳 (2000.7.2～2005.7.1)	658	1,315
26～30歳 (1995.7.2～2000.7.1)	795	1,590
31～35歳 (1990.7.2～1995.7.1)	888	1,775
36～40歳 (1985.7.2～1990.7.1)	905	1,810
41～45歳 (1980.7.2～1985.7.1)	1,025	2,050
46～50歳 (1975.7.2～1980.7.1)	1,195	2,390
51～55歳 (1970.7.2～1975.7.1)	1,298	2,595
56～60歳 (1965.7.2～1970.7.1)	1,593	3,185
61～65歳 (1960.7.2～1965.7.1)	2,153	4,305

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

長期療養収入補償プラン



保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人**

遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

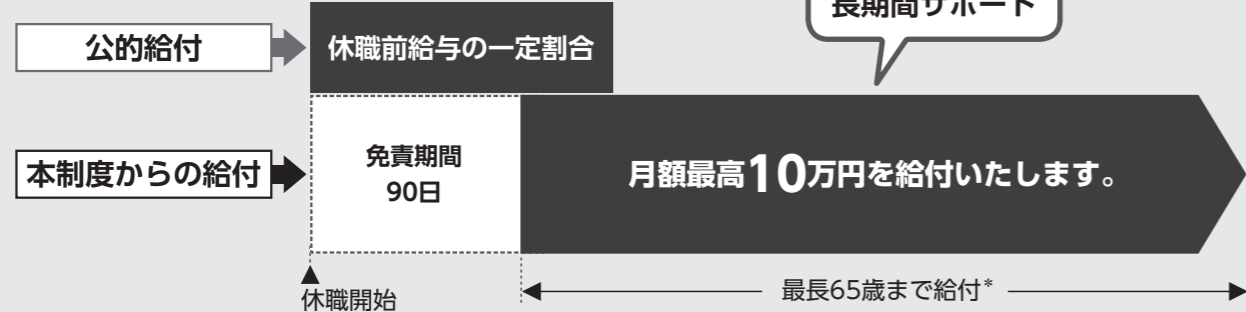
保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、**保険金をお支払いします。**^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

本人プラン①

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



* 55~64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

意向確認 ご加入前 ご確認

長期療養収入補償プランは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

● 月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 10万円 10コース
15~24歳 (2001.1.2~2011.1.1)	90日	65歳	1,000	644
25~29歳 (1996.1.2~2001.1.1)			1,036	838
30~34歳 (1991.1.2~1996.1.1)			1,131	1,131
35~39歳 (1986.1.2~1991.1.1)			1,443	1,732
40~44歳 (1981.1.2~1986.1.1)			2,130	2,796
45~49歳 (1976.1.2~1981.1.1)			3,169	4,093
50~54歳 (1971.1.2~1976.1.1)			4,389	5,263
55~59歳 (1966.1.2~1971.1.1)	3年	3年	2,819	2,946
60~64歳 (1961.1.2~1966.1.1)			5,090	4,736

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.77**

* 1Aコースについては既加入者専用制度です。
新規加入はできません。

本人プラン②

給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間
7日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

3年を限度に給付*

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●月額保険料 (単位：円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 1Aコース	保険金月額 10万円 1Aコース
15～24歳 (2001.1.2～2011.1.1)	7日	3年	1,801	1,175
25～29歳 (1996.1.2～2001.1.1)			1,922	1,547
30～34歳 (1991.1.2～1996.1.1)			2,089	2,086
35～39歳 (1986.1.2～1991.1.1)			2,362	2,798
40～44歳 (1981.1.2～1986.1.1)			2,850	3,628
45～49歳 (1976.1.2～1981.1.1)			3,614	4,482
50～54歳 (1971.1.2～1976.1.1)			4,643	5,249
55～59歳 (1966.1.2～1971.1.1)			6,205	6,049
60～64歳 (1961.1.2～1966.1.1)			8,694	7,067

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.77**



病気・ケガへの備え 三大疾病・介護等への備え

意向確認
ご加入前のご確認

医療保障プランは、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。手術・7大疾病・介護加算プランは、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

保障内容等(契約概要部分)

医療保障プラン

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども	
	10,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.66**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.67**

手術・7大疾病・介護加算プラン

加入対象者 **本人** **配偶者**

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

遺族生活年金プラン、医療保障プランとセットでご加入ください。

保障内容	本人・配偶者		
	10,000円 1コース	5,000円 5コース	3,000円 3コース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

(注) 生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.75**

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

医療保障プラン

●月額保険料 (単位：円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	10,000円	5,000円	3,000円
18～19歳 (2006.7.2～2008.7.1)	2,059	1,044	638
20～24歳 (2001.7.2～2006.7.1)	2,618	1,323	805
25～29歳 (1996.7.2～2001.7.1)	3,008	1,518	922
30～34歳 (1991.7.2～1996.7.1)	3,158	1,593	967
35～39歳 (1986.7.2～1991.7.1)	3,150	1,590	966
40～44歳 (1981.7.2～1986.7.1)	3,466	1,751	1,065
45～49歳 (1976.7.2～1981.7.1)	3,974	2,009	1,223
50～54歳 (1971.7.2～1976.7.1)	5,048	2,553	1,555
55～59歳 (1966.7.2～1971.7.1)	6,477	3,282	2,004
60～64歳 (1961.7.2～1966.7.1)	8,784	4,459	2,729
65～69歳 (1956.7.2～1961.7.1)	12,599	6,404	3,926

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2003.7.2以降に生まれた方)	1,117	679

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

手術・7大疾病・介護加算プラン

●月額保険料 (単位：円)

<入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

- 保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	10,000円 1コース	5,000円 5コース	3,000円 3コース
18～20歳 (2005.7.2～2008.7.1)	860	440	270
21～25歳 (2000.7.2～2005.7.1)	890	450	280
26～30歳 (1995.7.2～2000.7.1)	990	510	320
31～35歳 (1990.7.2～1995.7.1)	1,050	530	330
36～40歳 (1985.7.2～1990.7.1)	1,080	530	340
41～45歳 (1980.7.2～1985.7.1)	1,130	570	350
46～50歳 (1975.7.2～1980.7.1)	1,350	670	430
51～55歳 (1970.7.2～1975.7.1)	2,130	1,100	700
56～60歳 (1965.7.2～1970.7.1)	3,120	1,610	1,010
61～65歳 (1960.7.2～1965.7.1)	4,690	2,470	1,590
66～69歳 (1956.7.2～1960.7.1)	6,630	3,590	2,390



病気・ケガへの備え

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

本人は遺族生活年金プラン、医療保障プランとセットでご加入ください。配偶者・子どもは医療保障プランとセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)

● 病気・ケガで1日以上入院をした場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

【基本保障：疾病入院給付特約(特約の型：I型、入院給付金の型：365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型：365日型)・集中治療給付特約・退院給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

基準給付金

保障内容		本人・配偶者・子ども
		1,000円
基本保障	病気で1日以上入院したとき <疾病入院給付特約> [疾病入院給付金]	基準給付金額 1,000円 ×入院日数
基本保障	ケガで1日以上入院したとき <災害入院給付特約> [災害入院給付金]	基準給付金額 1,000円 ×入院日数
基本保障	病気・ケガで 所定の集中治療室管理を受けたとき <集中治療給付特約> [集中治療給付金]	基準給付金額 1,000円 ×集中治療室 管理日数
基本保障	病気・ケガで継続した5日以上 入院をしたのち、生存して退院したとき <退院給付特約> [退院給付金]	入院日数に応じて 基準給付金額の 5倍・10倍・20倍 のいずれか
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.67**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.71**意向確認
ご加入前
ご確認

医療保障(先進医療加算)プランは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

加入取扱いに関するご注意



ご注意

- 本人の疾病入院給付金について、通算支払日数限度である1,095日に到達した場合、疾病入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
- 本人の災害入院給付金について、通算支払日数限度である1,095日に到達した場合、災害入院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
- 本人の集中治療給付金について、通算支払日数限度である120日に到達した場合、集中治療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
- 本人の退院給付金について、通算支払給付倍率限度である700倍に到達した場合、または、疾病入院給付金もしくは災害入院給付金について、通算支払日数限度である1,095日に到達した場合、退院給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。
- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：疾病入院給付特約(特約の型：I型、入院給付金の型：365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型：365日型)・集中治療給付特約・退院給付特約・先進医療給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<基準給付金額1,000円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者
	基本保障
	1,000円
18～19歳 (2006.7.2～2008.7.1)	160
20～24歳 (2001.7.2～2006.7.1)	198
25～29歳 (1996.7.2～2001.7.1)	256
30～34歳 (1991.7.2～1996.7.1)	268
35～39歳 (1986.7.2～1991.7.1)	288
40～44歳 (1981.7.2～1986.7.1)	304
45～49歳 (1976.7.2～1981.7.1)	378
50～54歳 (1971.7.2～1976.7.1)	472
55～59歳 (1966.7.2～1971.7.1)	641
60～64歳 (1961.7.2～1966.7.1)	906
65～69歳 (1956.7.2～1961.7.1)	1,324
70歳 (1955.7.2～1956.7.1)	1,578
71歳 (1954.7.2～1955.7.1)	1,659
72歳 (1953.7.2～1954.7.1)	1,742
73歳 (1952.7.2～1953.7.1)	1,829
74歳 (1951.7.2～1952.7.1)	1,919
75歳 (1950.7.2～1951.7.1)	2,004
76歳 (1949.7.2～1950.7.1)	2,119

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者
	基本保障
	1,000円
77歳 (1948.7.2～1949.7.1)	2,268
78歳 (1947.7.2～1948.7.1)	2,465
79歳 (1946.7.2～1947.7.1)	2,699

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども
	基本保障
	1,000円
0～22歳 (2003.7.2以降に生まれた方)	173

3 大疾病保障プラン



重い病気
への備え

保険期間 2026年1月1日(木)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
加入対象者 **本人** **配偶者** 遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	本人・配偶者	
	400万円	200万円
<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金]	400万円	200万円
<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]	400万円	200万円



特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

ご注意

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

意向確認 ご加入前 のご確認

3大疾病保障プランは、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金 <ul style="list-style-type: none"> ● 悪性新生物(がん) 	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上皮内新生物^{※4} ・ 悪性黒色腫を除く皮膚がん ・ 脂肪腫
<ul style="list-style-type: none"> ● 急性心筋梗塞 	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭心症 ・ 解離性大動脈瘤 ・ 心筋症
<ul style="list-style-type: none"> ● 脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞) 	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一過性脳虚血 ・ 外傷性くも膜下出血 ・ 未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	—

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.61**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.82**

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
 高度障害保険金および特定疾病保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.77**

保険料

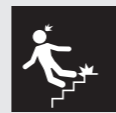
●月額保険料（単位：円） <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額400万円・200万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
 (既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者		本人・配偶者	
	400万円	200万円	400万円	200万円
18歳(2007.7.2~2008.7.1)	3,456	1,728	2,388	1,194
19歳(2006.7.2~2007.7.1)	3,540	1,770	2,440	1,220
20歳(2005.7.2~2006.7.1)	3,628	1,814	2,500	1,250
21歳(2004.7.2~2005.7.1)	3,720	1,860	2,560	1,280
22歳(2003.7.2~2004.7.1)	3,812	1,906	2,624	1,312
23歳(2002.7.2~2003.7.1)	3,912	1,956	2,684	1,342
24歳(2001.7.2~2002.7.1)	4,012	2,006	2,756	1,378
25歳(2000.7.2~2001.7.1)	4,116	2,058	2,824	1,412
26歳(1999.7.2~2000.7.1)	4,228	2,114	2,896	1,448
27歳(1998.7.2~1999.7.1)	4,344	2,172	2,972	1,486
28歳(1997.7.2~1998.7.1)	4,468	2,234	3,048	1,524
29歳(1996.7.2~1997.7.1)	4,596	2,298	3,132	1,566
30歳(1995.7.2~1996.7.1)	4,736	2,368	3,216	1,608
31歳(1994.7.2~1995.7.1)	4,880	2,440	3,304	1,652
32歳(1993.7.2~1994.7.1)	5,032	2,516	3,392	1,696
33歳(1992.7.2~1993.7.1)	5,188	2,594	3,488	1,744
34歳(1991.7.2~1992.7.1)	5,352	2,676	3,584	1,792
35歳(1990.7.2~1991.7.1)	5,528	2,764	3,684	1,842
36歳(1989.7.2~1990.7.1)	5,712	2,856	3,784	1,892
37歳(1988.7.2~1989.7.1)	5,908	2,954	3,888	1,944
38歳(1987.7.2~1988.7.1)	6,108	3,054	3,996	1,998
39歳(1986.7.2~1987.7.1)	6,324	3,162	4,108	2,054
40歳(1985.7.2~1986.7.1)	6,552	3,276	4,220	2,110
41歳(1984.7.2~1985.7.1)	6,792	3,396	4,336	2,168
42歳(1983.7.2~1984.7.1)	7,048	3,524	4,456	2,228
43歳(1982.7.2~1983.7.1)	7,320	3,660	4,576	2,288

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者		本人・配偶者	
	400万円	200万円	400万円	200万円
44歳(1981.7.2~1982.7.1)	7,608	3,804	4,700	2,350
45歳(1980.7.2~1981.7.1)	7,916	3,958	4,820	2,410
46歳(1979.7.2~1980.7.1)	8,240	4,120	4,948	2,474
47歳(1978.7.2~1979.7.1)	8,580	4,290	5,084	2,542
48歳(1977.7.2~1978.7.1)	8,940	4,470	5,228	2,614
49歳(1976.7.2~1977.7.1)	9,316	4,658	5,376	2,688
50歳(1975.7.2~1976.7.1)	9,712	4,856	5,536	2,768
51歳(1974.7.2~1975.7.1)	10,096	5,048	5,676	2,838
52歳(1973.7.2~1974.7.1)	10,496	5,248	5,828	2,914
53歳(1972.7.2~1973.7.1)	10,912	5,456	5,984	2,992
54歳(1971.7.2~1972.7.1)	11,356	5,678	6,144	3,072
55歳(1970.7.2~1971.7.1)	11,816	5,908	6,304	3,152
56歳(1969.7.2~1970.7.1)	12,304	6,152	6,476	3,238
57歳(1968.7.2~1969.7.1)	12,816	6,408	6,656	3,328
58歳(1967.7.2~1968.7.1)	13,356	6,678	6,860	3,430
59歳(1966.7.2~1967.7.1)	13,924	6,962	7,080	3,540
60歳(1965.7.2~1966.7.1)	14,500	7,250	7,312	3,656
61歳(1964.7.2~1965.7.1)	15,120	7,560	7,572	3,786
62歳(1963.7.2~1964.7.1)	15,764	7,882	7,840	3,920
63歳(1962.7.2~1963.7.1)	16,432	8,216	8,100	4,050
64歳(1961.7.2~1962.7.1)	17,112	8,556	8,348	4,174
65歳(1960.7.2~1961.7.1)	17,800	8,900	8,576	4,288

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前
ご確認

傷害ワイドプランは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども** 遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

●こんなときに補償されます。

傷害による入院・手術・通院

車にはねられてケガをした

自転車で転んでケガをした

屋外で熱中症になった

食中毒で病院に行った

携行品損害

外出先で釣竿を車に仕舞おうとして壊した

外出先でスマートフォンを誤って落とし破損した

※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。

会社のトイレで携帯電話を誤って水に濡らして破損した

※補償サービスを利用する場合は、補償サービス負担金額が対象となります(時価額限度)。

賠償責任

外出先でノートパソコンを落下させ破損した

外出中に服をドアにはさみ、破れた

買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した

自転車で歩行者にケガをさせた

※仕事上の事故を除く

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人		配偶者	子ども
	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 5,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2.5または 5万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
自宅の外において、偶然な事故により携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円以上) [レンタル用品賠償責任保険金]	30万円 (注▲)	30万円 (注▲)	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合(免責1,000円以上) [キャンセル費用保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]	150万円	150万円	150万円	150万円
月額保険料	1,160	810	740	740

(注▲)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.63**



ケガへの備え

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども** 遺族生活年金プランとセットでご加入ください。

※傷害プランは既加入者専用制度です。新規加入はできません。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

意向確認 ご加入前のご確認

傷害プランは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人		配偶者	子ども
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 5,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2.5または 5万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
月額保険料	1,010	660	660	660

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.63



意向確認
ご加入前
ご確認

退職後継続保障プランは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

※退職後継続保障プランは既加入者専用制度です。新規加入はできません。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。^(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本人・配偶者		
	500万円	400万円	300万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	500万円	400万円	300万円
[死亡・高度障害保険金]			

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金がお支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.77** →

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.82** →

ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	61
保険金・給付金をお支払いできない場合について	62
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	62
遺族生活年金プラン・プラス	62
傷害プラン	63
傷害ワイドプラン	63
医療保障プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン・医療保障プラン	66
医療保障(先進医療加算)プラン	67
短期傷病休業給付プラン	71
医療保障プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン	75
3大疾病保障プラン	77
退職後継続保障プラン	77
長期療養収入補償プラン	77
その他	79

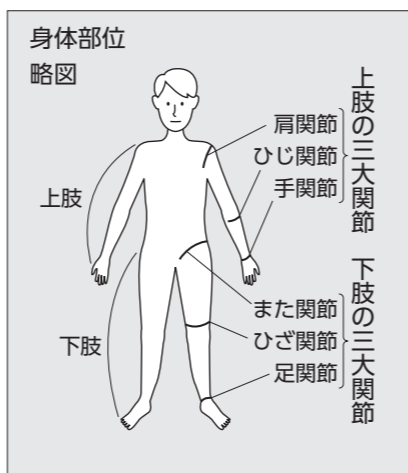
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

遺族生活年金プラン・プラス・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

遺族生活年金プラン・プラス・傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン・医療保障プラン・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・医療保障プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン・手術・7大疾病・介護加算プラン・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン・長期療養収入補償プラン

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養収入補償プランを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

遺族生活年金プラン・プラス

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級（「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。）

- 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
- 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 平衡機能に著しい障害を有するもの
- そしゃくの機能を欠くもの
- 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
- 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 1上肢のすべての指を欠くもの
- 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢のすべての指を欠くもの
- 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 1下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害プラン・傷害ワイドプラン

■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、傷害プラン・傷害ワイドプランで設定された項目（保険金）の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目（保険金）は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	

入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額（☆）を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 （乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度） （★）
賠償責任保険金 （◎）	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 （1事故について賠償責任保険金額が限度） （★） *国内示談交渉サービス付（○）
レンタル用品賠償責任保険金 （◎）	日本国内でレンタル業者より賃借（期間6カ月以内）したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額（損害物の時価額（☆）限度）から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 （保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度） （★）
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 （保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度） （★）
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救護活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費（2名分限度） ●現地宿泊料（2名分かつ1人14日分限度） ●現地からの移送費 ●諸雑費（20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで） （保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度） （★）

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。

●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。

●対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。

●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

①長管骨（注3）または脊柱

②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）

③肋（ろつ）骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。

④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り。)およびハローベストをいいます。

(注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り。

(注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。

(注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。

●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●救済者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

(★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

(☆)：事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことで。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと <p style="text-align: right;">など</p>
入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
レンタル用品賠償責任 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>

キャンセル費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠、出産、早産、流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
救済者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

●加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。

●傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。

●「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

●入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき

②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

医療保障(先進医療加算)プラン

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害(災害入院給付金については不慮の事故による傷害)または発病した疾病を原因とする場合に限り、ます。

項目	お支払いする場合	お支払内容
疾病入院給付金	加入日以後に発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院について365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
災害入院給付金	加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき基準給付金額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院について365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
集中治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として所定の集中治療室管理を受けたとき	基準給付金額×集中治療室管理日数をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
退院給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる継続した5日以上入院をしたのち、生存して退院したとき	入院1回につき、入院日数に応じて、基準給付金額の5倍・10倍・20倍のいずれかをお支払いします。 ※通算して700倍がお支払限度です。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【疾病入院給付金・集中治療給付金・退院給付金・先進医療給付金 共通事項】

●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【疾病入院給付金について】

- 入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「三大疾病」とは、「別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定められたものとします。
- 次のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなします。
 - ①加入日以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 疾病入院給付金(365日型)のお支払日数は、1回の入院について365日、通算1,095日を限度とします。ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときにその入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していた場合、または入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因になった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱いをします。
- 正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、疾病入院給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は疾病入院給付金のお支払対象となります。
- 疾病入院給付金と災害入院給付金が重複するとき、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

【災害入院給付金について】

- 入院とは、「別表1 入院」に定められたものとします。また、「不慮の事故」とは、「別表2 対象となる不慮の事故」に定められたものとします。
- 災害入院給付金(365日型)のお支払日数は、1回の入院について365日、通算1,095日を限度とします。
- 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害が同一と引受保険会社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院に限り、ます。

【集中治療給付金について】

- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合産産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)
- 集中治療給付金の支払日数は、通算120日を限度とします。

【退院給付金について】

- 退院給付金の支払限度は、給付倍率を通算して700倍とします。ただし、通算700倍に達する前に疾病入院給付金または災害入院給付金の支払日数が、通算限度1,095日に達した場合には、退院給付特約は消滅します。
- 被保険者が疾病入院給付金または災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故その他の外因による傷害、疾病または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、引受保険会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表5 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。
 - ・「別表4 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
退院給付金	●疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いできない場合
疾病入院給付金 災害入院給付金 集中治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 疾病入院給付金、集中治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます(ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。)

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます(疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	・ 飢餓・渇
・ 転倒・転落(W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49) (注1)	・ 騒音への曝露(W42) ・ 振動への曝露(W43)
・ 生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息(W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥(吸引) 胃内容物の誤嚥(吸引) (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥(吸引) (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥(吸引) (W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病等)
・ 煙、火および火災への曝露(X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触(X20～X29)	
・ 自然の力への曝露(X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露(X30)中の気象条件によるもの(熱中症、日射病、熱射病等)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) (注2) (注3)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動(X51) (乗り物酔い等) ・ 無重力環境への長期滞在(X52)
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	・ 合法的処刑(Y35.5)

5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの(注3)	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

(注1)「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

■別表3 対象となる悪性新生物・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／ 2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／ 3…悪性、原発部位
／ 6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まれません。

2. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、下表の分類コードに規定される内容によるもの(ただし I 23、I 69.0、I 69.1 または I 69.3以外であっても、当該分類項目を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症と当社が認めたものを含みます。)とします。

表 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の分類コード

疾病の種類	分類項目	分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
	急性心筋梗塞の続発合併症	I 23
脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63
	くも膜下出血の続発・後遺症	I 69.0
	脳内出血の続発・後遺症	I 69.1
	脳梗塞の続発・後遺症	I 69.3

■別表4 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表5 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表4)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表4)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

短期傷病休業給付プラン

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
	<第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
	<第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで、第1回就業不能給付金を支払われる所定の就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。
	特定精神障害により、保険期間満了時まで、第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

- 「支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回支払基準日
第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り、)。
- ②第2回以降の支払基準日
第1回支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F 00—F 09(ただし、F 00、F 01、F 02およびF 03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F 20—F 29
気分[感情]障害	F 30—F 39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F 40—F 48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F 50—F 59(ただし、F 52、F 54およびF 55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F 60—F 69
心理的発達の障害	F 80—F 89(ただし、F 80、F 81、F 82およびF 83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F 90—F 98(ただし、F 93、F 94およびF 98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日
第1回特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)。
- ②第2回以降の特定支払基準日
第1回特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

- 初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し124日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 *1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為(手術)によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。

【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術(前歯・臼歯・埋伏歯)等]

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症

脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症
-----	-----------------------------------	--

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝炎	

●介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

3 大疾病保障プラン

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続保障プラン

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

長期療養収入補償プラン

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

本人：10コース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	満65歳に達した日 [*]
満55歳以上の方		3年を限度 [*]

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

本人：1Aコース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満64歳以下の方	免責期間終了後(8日目)	3年を限度 [*]

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
 - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
 - (ロ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
 - (ハ)イロ以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得注額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります^{*}。

注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

* 初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

* 他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00~F09、F20~F99 例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など
--

その他

補償の重複について

傷害ワイドプラン・長期療養収入補償プラン

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

	今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

3 大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

* 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

3 大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜手術・7大疾病・介護加算プラン＞・長期療養収入補償プラン

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜医療保障プラン＞・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜手術・7大疾病・介護加算プラン＞・長期療養収入補償プラン

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【傷害プラン・傷害ワイドプラン】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【長期療養収入補償プラン】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜手術・7大疾病・介護加算プラン＞・長期療養収入補償プラン

告知の大切さについて、ご確認ください。

(注)長期療養収入補償プランについては、【長期療養収入補償プラン内で加入内容を変更する場合のご注意】もあわせてご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。ご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

【長期療養収入補償プラン内で加入内容を変更する場合のご注意】

長期療養収入補償プランについては、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、変更後の保険料の額が高くなるときは、新たに告知が必要です。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※長期療養収入補償プランにおいては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

【具体例】

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円(Cコース)に加入

・補償内容①の保険料(免責期間365日、補償対象期間60歳)

年齢	保険金月額	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳～34歳		250円	500円	750円
35歳～39歳		300円	600円	900円

・補償内容②の保険料(免責期間7日、補償対象期間3年)

年齢	保険金月額	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳～39歳		500円	1,000円	1,500円

◎変更後コース別の新たな告知の要否

既加入コース	C				
保険料	900円				
変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢(35歳)に応じた保険料を使用します。

※具体例において、Cコース(保険金月額：15万円)からbコース(保険金月額：10万円)への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱います。

約款規定について

3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜手術・7大疾病・介護加算プラン＞・長期療養収入補償プラン

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜手術・7大疾病・介護加算プラン＞・長期療養収入補償プラン

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

遺族生活年金プラン・プラス・医療保障プラン＋手術・7大疾病・介護加算プラン＜医療保障プラン＞・医療保障(先進医療加算)プラン・短期傷病休業給付プラン・3大疾病保障プラン・退職後継続保障プラン

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>・長期療養収入補償プラン

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【傷害プラン・傷害ワイドプラン】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>・長期療養収入補償プラン】

- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<医療保障プラン>・医療保障(先進医療加算)プラン

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
- (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

傷害プラン・傷害ワイドプラン・医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン<手術・7大疾病・介護加算プラン>・長期療養収入補償プラン

株式会社ひばり

電話番号：029-231-1277

茨城県庁生活協同組合

電話番号：029-301-6150

明治安田生命保険相互会社

電話番号：03-5289-7145

請求をしたいのですが…

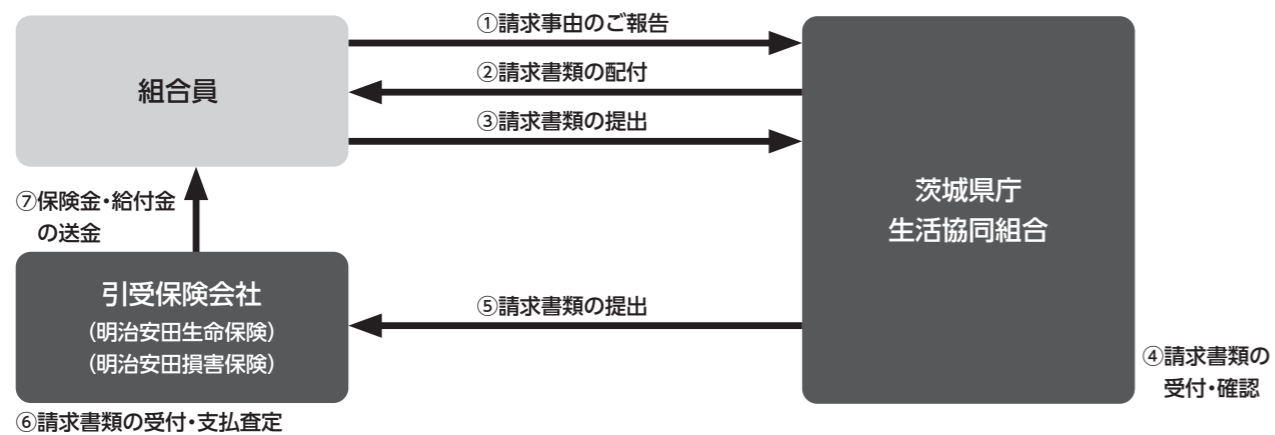
● 各制度の請求について ●

支払事由が発生した場合は、**県庁生協**から所定の請求書を取り寄せていただき、必要書類を添えて、請求手続きをしてください。

なお、傷害プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入補償プランを請求する場合は、「事故連絡票」を記入のうえ、県庁生協までFAXまたは郵送してください。その後、保険会社から直接ご自宅へ請求書類を郵送いたします。

〈請求から支払までの流れ〉

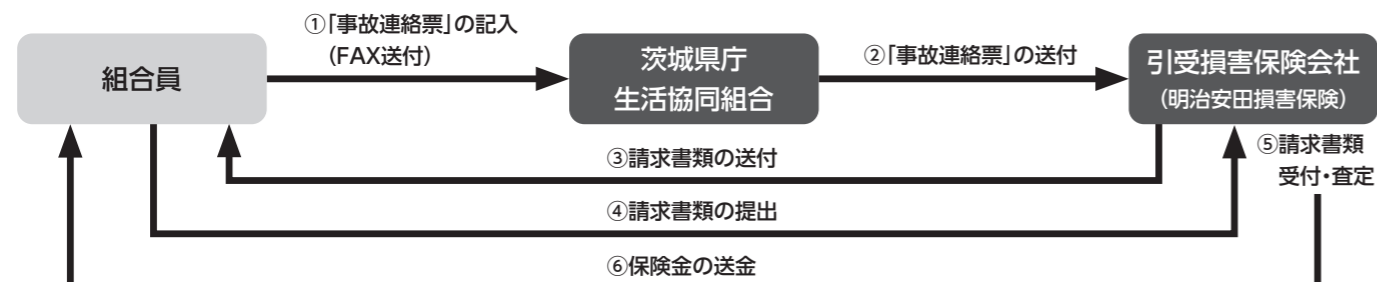
遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、短期傷病休業給付プラン、医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン、医療保障(先進医療加算)プラン、3大疾病保障プラン、退職後継続保障プラン



傷害プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入補償プラン

「事故連絡票」をご利用ください。

※長期療養収入補償プランの事故連絡票は県庁生協からお送りします。



SI-S 事故連絡票(賠償責任保険) 茨城県庁生活協同組合 経由 FAX 029-301-6159 受付日:

傷害ワイドプラン用

明治安田損害保険株式会社
傷害・火災・新種保険サービスグループ行

ご担当者:
TEL:

団体名	茨城県庁生活協同組合	団体番号	91-90467-2-000001	商品名	LR	退職者	<input type="checkbox"/>
-----	------------	------	-------------------	-----	----	-----	--------------------------

加入者	フリガナ	被保険者番号		所属		職種	
氏名		生年	年 月 日	性別	男女		

加入者と同じ → 太枠内をご記入ください	加入者からみた続柄	配偶者	子	同居の親族	日中連絡先	()
フリガナ					自宅	()
氏名					勤務先	()
被保険者	現住所	〒	都道府県			

事故状況等確認のため、お問い合わせが可能なEメールアドレスをご記入ください ※携帯アドレス、PCアドレスいずれでも可	メール①	@
	メール②	@

労災申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	他社賠償契約	<input type="checkbox"/> 無・不明 <input type="checkbox"/> 有	会社名		保険種類	
交通事故の場合	警察届出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	運転 <input type="checkbox"/> 運転中 <input type="checkbox"/> 同乗中					

事故日	H	年	月	日 ()	曜日	時	分頃	<input type="checkbox"/> 自敷宅地内 <input type="checkbox"/> 自敷宅地外
事故地	〒	都道府県		(施設名)				
事故状況 (詳しく記入してください)	(何をしている時)		(何が起きて)		(どうなったのか)			
目撃者	氏名		続柄		電話番号	()		

当事者	フリガナ	氏名		性別	男女	年齢	才
被害者	フリガナ	氏名		性別	男女	年齢	才
賠償責任	職業		住所	〒	都道府県		
	電話番号	()					
対物	被害物	損害品		損害見込		円	
対人	傷病程度	傷病名		治療見込		週	

